

公益財団法人宮崎県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン

平成23年 4月 1日制定

平成25年10月30日改定

令和 4年11月17日改定

< 趣旨 >

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の人類の文化の一つである。心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要不可欠であり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有している。

公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）及び加盟団体は、本県のスポーツの普及振興を図っていくという高い公益性と社会性を兼ね備えた組織団体として、その使命を担っている。

したがって、所属する役・職員はもとより、監督、コーチ、審判員、登録競技者等においては、その社会的な使命や意義を自覚し、常にスポーツの基本であるルール、マナーを守り、フェアプレイの精神に則り行動することが求められる。

しかしながら、近年、加盟団体及び所属関係団体において、反倫理的行為（指導者の競技選手に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメント等の各種ハラスメント、差別及び薬物乱用など）あるいは補助金などの不適切な処理又は横領など、訴訟にも及ぶ法的問題が発生していることは、誠に憂えるべき事態であるとともに、自らの組織団体においても十分な留意が必要である。

このような状況をも十分に考慮し、本会及び加盟団体においては、常に公明正大でかつ健全化を目指した組織体制の整備と健全な組織運営を図っていく必要があり、そのために必要な倫理に関する諸事項をガイドラインとしてまとめたものである。

本会及び加盟団体においては、役・職員、公認スポーツ指導者（監督、コーチを含む）、主催・共催など関連するスポーツ競技会・行事などに携わる審判員をはじめとする運営関係者及び登録競技者等を対象として、倫理や社会規範に関する意識の啓発と問題の発生を未然に防ぐため、次の各事項に照らし、早期に必要な規程の整備を図ることが望まれる。

I 反倫理的行為に起因する事項

1. 身体的・精神的暴力（バイオレンス）行為等について

役・職員をはじめ監督、コーチ等現場指導者に対しては、講習会・研修会を通じ、自己の役割や責任等を指導徹底することが求められる。

(1) 組織の運営又はスポーツを指導する際に意見の相違などが生じた場合は、互いに話し合い、相手の人格を尊重して相互理解に努めること。

特に、監督、コーチ等の指導的立場にある者は、競技者等への指導の際、暴力、パワーハラスメント行為と受け取られるような行いには十分留意すること。

(2) スポーツを行う際又は指導する際に問題解決の手段として、暴力、パワーハラスメント行為（直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等）を行うことは、厳に禁ずる。

2. 身体的及び精神的セクシュアル・ハラスメントについて

当該団体の役・職員、監督、コーチ等現場指導者及び登録競技者等に対しては、広報・情報資料を通じて具体的な教育啓発活動を行うとともに、講習会・研修会等においても周知徹底を図っていくこと。

(1) 性的・性差別的言動や表現及び相手が不快に感じるような言動、表現、行為などを行うことは、厳に慎むこと。

(2) 親しみの言動、表現であっても、個人によって受け止め方に違いがあることを認識すること。

- (3) 本人に悪意がない場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合は、セクシュアル・ハラスメントになり得ることを認識すること。
- (4) 性的言動、表現を受けて不快に感じた場合は、無視せずに相手に対して毅然として「不快である」旨を、はっきりと意思表示すること。
(注意：無視した場合は「受け容れている」と相手に誤解される恐れがある。)

セクシュアル・ハラスメントとは、相手の意に反する性的な言動によって、相手に不利益を与えたり、不快な思いをさせたり、能力の発揮に重大な影響を与えたりすることです。
性的な言動の受け止め方には個人や性別で差があり、親しさを表すつもりの方でも相手に不快感を与える場合があります。勝手な憶測や思い込みをしないようにしましょう。

3. アンチ・ドーピング及び薬物乱用防止について

監督、コーチ等指導的立場にある者はもとより、登録競技者等に対して、徹底した啓発活動を行っていくこと。

- (1) 競技能力を高めるためにドーピングを行うことは、フェアプレイの精神に反するばかりではなく、競技者の健康を害するものであり、絶対に行わないこと。
国民体育大会のドーピングコントロール検査実施を契機に、本会及び加盟団体においては、これまで以上にアンチ・ドーピングの教育・啓発活動の積極的な展開を図ること。
- (2) 本人にドーピングを行った意識がなくても、摂取した薬品等によっては、ドーピングの禁止薬物等が含まれている場合もあるため、競技者及び指導者は、ドーピングに関する知識を十分に深めること。
- (3) 麻薬や覚醒剤等薬物の使用は、反社会的な行為のみならず、使用した人間の人格をも破壊するものであり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。
- (4) 大麻等薬物の使用は違法であり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。

ドーピングとは、競技能力を高めるために薬物などを使用することで、ルールで禁止されています。ルールでは禁止リストに示されている物質の使用や方法がドーピングにあたります。ドーピング検査では、禁止物質が検出されれば制裁が課せられますので、ルールをよく理解しておく必要があります。

薬物乱用とは、医薬品を本来の医療目的から逸脱した用法や用量あるいは目的のもとに使用すること、医療目的にない薬物を不正に使用することをいいます。もともと医療目的の薬物は、治療や検査のために使われるものであり、それを遊びや快感を求めるために使用した場合は、たとえ1回使用しただけでも乱用にあたります。

4. 役・職員及び監督、コーチ、審判員等の指導的立場にある者並びに競技者等の関係の在り方について

相手の立場を尊重するとともに、自分の置かれている立場を自覚して責任ある行動に努めることが大切である。

- (1) 役・職員及び監督、コーチ、審判員等の指導的立場にある者並びに競技者等は、上司と部下、先輩と後輩などの上下関係を利用し、あるいは同学年間においても、立場の弱い者に対して、人道的に反する行動や強要をしないこと。
- (2) 役・職員及び監督、コーチ、審判員等の指導的立場にある者は、その立場、役割、権限等の範囲を超えた精神的・身体的暴力行為等をスポーツ競技会・行事などに携わる関係者及び競技者等に与えないこと。
- (3) プライバシー（個人的人権）の問題については、役・職員及び監督、コーチ、審判員等指導的立場にある者及び競技者等がそれぞれ十分配慮すること。

II 不適切な経理処理に起因する事項

1. 経理処理について

本会及び加盟団体は、公的な組織であることを認識し、公益法人や加盟団体会計基準に基づく経理処理基準を作成し、その基準及び各団体の経理規程に則り正しい経理をするとともに、内部牽制組織及び監事並びに外部監査人による監査体制を確立しておくこと。

- (1) 補助金などの取り扱いについては、補助先・助成先のその補助・助成の目的及び経理要項等を遵守の上、適正な経理処理を行い、決して他の目的に流用などをしないこと。
- (2) 経理処理については、不法又は不正行為・不祥事等を未然に防ぐため、内部牽制を組織化し、少数の担当役・職員に任せきりにしないこと。同時に、組織内部における定期又は不定期のチェック及び公認会計士などによる外部監査を受けるようにすること。
- (3) 業者等との契約の際には、利益相反になることを避けるとともに、契約書に暴力団排除事項を記載し、暴力団等反社会的勢力でないことを表明・確約させること。

予算の執行にあたっては、公費であることを十分に認識し、県民から批判や疑惑を招くことのないよう関係法令・要綱などに則り、厳正に行うとともに、経費の支出が適切に処理されているか十分に点検を行う。

2. 不正行為について

本会及び加盟団体は、次に示すような行為は、厳に禁じるよう、罰則も含めて規定化すること。

- (1) 組織内・外の金銭の横領など
- (2) 不適切な報酬、手当、手数料、接待、供応等の直接又は間接的な強要、受領若しくは提供
- (3) 組織内・外における施設、用器具等の購入などに関わる贈収賄行為
- (4) 組織内・外における不適切な指導又は監査

III 各種大会における代表競技選手・役員の選考などに関する事項

本会及び加盟団体は、各種大会の代表競技選手などの選考にあたっては、選考基準を明確に定め、選考結果に疑惑を抱かせることのないよう公平かつ透明性のある選考を行うこと。

また、選考結果に対して質問や抗議等があった場合は、速やかに対応するとともに、相手に理解されるよう明快な説明に努めるなど、適切に処理するものとする。

IV その他、一般社会人としての社会規範に関する事項

本ガイドラインに示す対象者は、特に、競技会等スポーツ活動に関わる時以外の日常生活においても社会規範としての慣習、道徳、法律を強く意識・励行し、社会秩序の維持に努めるものとする。

- (1) 児童・生徒、保護者など観戦者のフェアな応援が選手に大きな勇気を与える。選手が全力でプレーできるような雰囲気づくり重要で、選手を傷つけるような応援は絶対に行わないこと。
- (2) 競技運営に関わる者（審判員・補助員等）に対する誹謗中傷等の言動や行為は厳に慎むこと。
- (3) 飲酒については節度を保ち、決して飲酒がらみの問題行動（暴言、暴力、セクハラ等）や飲酒の強要などの迷惑行為を行わないこと。
- (4) 未成年者の喫煙・飲酒は法的に禁止されており、スポーツ選手の身体に悪影響を与えるので行わないこと。
- (5) 本会及び加盟団体は、違法賭博や暴力団等反社会的勢力との交際等を、厳に禁じるよう、罰則も含めて規定化すること。

V ガイドラインに基づく基本的な整備事項等

本会加盟団体は、本「ガイドライン」に基づき、以下の事項について整備を図るものとする。

- (1) 本会倫理規程を参照のうえ、加盟団体における倫理に関する規程の作成や改定等の整備を図ること。
- (2) 加盟団体は、不祥事が発生した場合は、当該団体が定める倫理規程等に基づき、迅速かつ適切な処理を行うとともに、その内容と経過等について、本会に速やかに報告を行うこと。